

令和6年度(2024年度)自動車税種別割納税通知書封筒広告仕様書

1 規格等

- (1) 掲載位置 自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面
- (2) 掲載枚数 1枚
- (3) 大きさ 縦6.5cm × 横17.5cm
- (4) 数量(予定) 約129万通
- (5) 掲載の時期(発付予定日) 令和6年(2024年)5月 上旬
- (6) 広告の色 黒及び北海道が指定する色(2色刷り)
- (7) 広告掲載料の基準となる額 145万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 広告内容等

- (1) 別表に掲げるものは掲載しない。
- (2) 次の事項について明確に表示すること。

ア 広告主の名称及び連絡先

イ 上部に縦1.0cm×横3.5cm以上の大きさの「広告」の表示

3 付記事項

広告欄外には、広告欄の設置意義及び当該欄が広告欄であることを明確にするため、広告の内容に関する一切の責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記する。

4 原稿

- (1) 広告主は、掲載しようとする広告の内容について、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 完全版下を電子データにより提出すること。
- (3) 原稿の提出場所及び期限

ア 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部財政局税務課

イ 提出期限 令和5年(2023年)12月11日(月)午後5時30分まで

(別表)

掲載できない業種又は事業者

- 1 各種法令に違反しているもの
- 2 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの
- 4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- 5 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- 6 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日総務部長決定）第 2 に基づく指名停止を受けている者又は同要領別表第 1 若しくは別表第 2 に掲げる事項に該当する行為を行った者
- 7 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- 8 その他道有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば次のようなものをいう。
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
 - エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
 - オ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
 - カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - キ 消費者金融に係るもの
 - ク たばこに係るもの
 - ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中のもの
 - コ 道税の滞納のある者

掲載できない広告の内容

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- 2 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- 3 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 4 政治性のあるもの
- 5 宗教性のあるもの
- 6 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- 7 個人又は法人の名刺広告
- 8 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- 9 内容又は責任の所在が不明確なもの
- 10 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- 11 比較広告
- 12 その他道有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの
- 13 酒類に関連するもの